

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0611)

第1回 はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会

令和6年9月26日 一部公開

開催日時	令和6年9月26日(木)	13時30分～16時40分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、第1回栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 労働者代表委員の池澤委員及び使用者代表委員の篠原委員が欠席。委員9名中7名の出席があり、最低賃金審議会令第6条第6項による3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 傍聴の申し込み、報道機関の取材はないことを報告。</p> <p>当専門部会の議事につきましては、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第6条により部会長が進行することとされておりますが、このあと部会長及び部会長代理が選出されるまでの間におきましては、事務局において議事の進行をさせていただきます。 はじめに、労働基準部長より挨拶を申し上げます。</p>
-----	--

労働基準部長	<p>委員の皆様におかれましては、日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本日は、大変お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>おかげさまで、10月1日に改正発効されます「栃木県最低賃金」、いわゆる県最賃は、産業職種を問わず、県内のすべての労働者に最低限の賃金を保障するセーフティネットとしての機能がございます。</p> <p>一方、これから御審議いただく栃木県特定最低賃金は、特定の産業または職種について、労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、県最賃より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められる場合に、関係労使のイニシアティブによって設定されるものです。</p> <p>栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金は、そうした労使のイニシアティブにより、平成2年2月に設定され、以来、改正を重ねてきた歴史があります。</p> <p>私共事務局といたしましても、労使の委員の皆様の活発な議論をお支えできるよう、御審議に必要な資料の収集・説明などの確に情報提供させていただき所存ですので、関係資料をはじめ、審議に必要なものやお気づきのことなどがありましたら、御遠慮なくお申しつけください。</p> <p>集中的な審議となり、皆様には大変御負担をおかけしますが、何卒よろしく願い申し上げます。</p>
事務局	<p>続いて、委員の皆様を公益代表、労働者代表、使用者代表委員の順に御紹介いたします。</p> <p>— 専門部会委員及び事務局の紹介 —</p>
事務局	<p>続きまして、専門部会の「部会長及び部会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第25条第4項の規定により準用される同法第24条第2項及び第4項の規定により、公益代表委員の中から委員が選挙して選任することとされております。</p> <p>例年、公益代表委員から御推薦をいただき、委員の皆様にお諮りしておりますが、本年度においても、この方法で選任することによりよろしいかお諮りいたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>それでは、公益委員協議において、推薦をいただいておりますので発表いたします。</p>

各代表委員	<p>部会長に那須野委員、部会長代理に太田委員を御推薦いただいております。</p> <p>お二人に当専門部会の部会長及び部会長代理に御就任いただくことを御提案いたします。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>— 異議なし —</p>
事務局	<p>御賛同いただきましたので、お二人に御就任いただくことといたします。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、部会長にお願いいたします。</p>
那須野部会長	<p>ただ今、部会長に選任されました那須野です。よろしく申し上げます。</p> <p>これから、議事を進めていきますが、特定最低賃金の審議は、労使のイニシアティブの発揮が何より重要となりますので、全会一致を目指し、審議が円滑に進みますよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の金額改定について」です。</p> <p>最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の運営につきましては、関係法令のほか、「栃木県特定最低賃金専門部会運営規程」に基づき、運営していくこととなります。</p> <p>この規程については、本年８月２１日開催の第４回の栃木地方最低賃金審議会において議決され、同日より施行されておりますので、この運営規程の要旨について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>運営規程につきましては、事務局より提出しております資料のうち、共通資料の９５ページ、資料No.Ⅱ－１に編綴しておりますので、ご覧ください。</p> <p>この運営規程につきましては、第１条から第５条までに目的、構成、会議の招集と出欠席について、第６条に議事の進め方について、第７条に会議の公開・非公開の措置について、第８条に議事録及び議事要旨の作成について、第９条に審議会会長への報告について、第１０条に専門部会の廃止について規定されています。</p> <p>この中で、第７条の「会議の公開」につきましては、少し詳しく説明させていただきます。</p> <p>第７条の文面自体は昨年度のものとは変更はございませんが、今年度より運用を変更しております。</p> <p>これまで、特定最低賃金専門部会の議事の公開・非公開につきましては、第７条第１項の但し書きにあります「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団</p>

<p>那須野部会長</p> <p>各代表委員</p>	<p>体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる」旨が規定されており、昨年度まではこの但し書きを適用し「全面非公開」として運用してきたところです。</p> <p>しかしながら、昨年の中核最低賃金審議会や目安小委員会において、議事の透明性云々が議論となり、「公開の可否については、地方の審議会において適宜判断されたい」とはいうものの、本審・専門部会を問わず「可能な限り公開」という方向での本省説明があり、これを受け、地賃専門部会については、昨年度より「公開」に運用を変更し、一方、特賃専門部会については「とりあえず様子見」とさせていただけておりました。</p> <p>実態から先に申し上げますと、地域別最低賃金の方は、県内の労働団体や市民ユニオン等の関心も高く、本審・地賃専門部会を問わず、毎度それらの方々から傍聴の申し込みがあり、一方、特賃専門部会については、傍聴に関する問い合わせや要請・陳情もこれまで一切なく、実際に今年度は特賃専門部会の開催を公告いたしましたが、現時点において、いずれの業種も傍聴の申し込みは来ておりません。</p> <p>よって、実態としましては、「公開」とは言いつつも、傍聴人はいりませんので、昨年度と何ら変わらない状態で審議していただくこととなるかと思っております。</p> <p>なお、今後においても傍聴の申し込みがないとは言いきれませんが、仮に傍聴人が入った場合であっても、本審や地賃専門部会の運用方法に倣えば、第7条第1項の但し書きを適用し、傍聴が許されるのは、公労使の三者が揃う場面のみであり、よって、実際に金額審議を行う公労協議や公使協議の場面、公労使三者が揃う場面であっても「採決」の場面は非公開となります。</p> <p>以上、現時点で昨年度と実態としては変わらないとはいえ、今後も傍聴の申し込みがないとは言いきれませんが、また、中央において審議の透明性云々が議論されているという近年の流れを見ますと、今後さらなる見直しが求められることも予想されますが、現時点におきましては、今年度からこのような形での運用になりますことを委員の皆様にもご理解いただきたいと思います。</p> <p>なお、傍聴人が入るか否かに係わらず、審議中の御発言は議事録に残り、これの開示請求により公開となる場合もありますので、特定の企業名や保護されるべき情報等の発言にはご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。</p> <p>— 質問等なし —</p>
----------------------------	---

那須野部会長	<p>特に御質問などがないようであれば、本日の部会を含めた専門部会につきましては、「公開」とはするものの、実際に金額審議を行うこととなる公労協議や公使協議の場面、また、最終的に「採決」となった場合の採決の場面については、委員個人の情報、権利権益の保護、意思決定の中立性の確保の観点から、運営規程第7条第1項の但し書きを適用し、審議を「非公開」にしたいと考えますがいかがでしょうか</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
那須野部会長	<p>それでは、当専門部会の審議の公開・非公開については、事務局説明のとおり運用することとします。</p> <p>次に、最低賃金法第25条第5項の規定による改正審議にかかる意見聴取について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>— 意見書の提出はなかった旨を報告 —</p>
那須野部会長	<p>ただ今、最低賃金法第25条第5項の規定による意見書の提出はなかった旨の報告がありました。同条第6項において「審議に際し必要と認める場合においては、関係労使等の意見を聴くものとする」と規定され、その方法については実地視察を行う方法による取り扱いもできることになっております。</p> <p>しかしながら、この取り扱いにつきましては、例年、審議の時間的制約があることや、労働者代表委員と使用者代表委員の皆様が、関係労使の代表者として推薦され御就任されておりますので、皆様の御意見をお聴きすることで、これに代え実地視察等は行っておりませんでした。</p> <p>本年度においても実地視察等は行わないことよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
那須野部会長	<p>それでは、皆様から御意見を述べていただくことで、関係労使からの意見聴取とし実地視察は行わないことといたします。</p> <p>続いて、最低賃金審議会令第6条第5項に基づいた、専門部会における決議事項の取扱いについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>— 最低賃金審議会令第6条第5項の決議事項を説明 —</p>
那須野部会長	<p>ただ今の事務局の説明について、御質問はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>

那須野部会長	<p>それでは、規程等の運用や取扱については以上となります。 続いて金額改定審議に移ります。 最初に、改正決定の申出状況及び労働協約の最低額等について、事務局から説明してください。</p>
事務局	— 申出状況及び労働協約の最低額等について説明 —
那須野部会長	ただ今の説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
那須野部会長	特に御質問など無いようであれば、事務局より、本日提出の資料について、説明をお願いします。
事務局	— 資料説明 —
那須野部会長	ただ今の資料説明について、御質問などございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
那須野部会長	<p>特に御質問など無いようであれば、続いて、労使それぞれの代表委員より、金額審議に臨むに当たっての「基本的な考え方」についてお聴きしたいと思います。</p> <p>最初に、労働者代表委員から、続いて、使用者代表委員からお聴きしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
那須野部会長	それでは、最初に労働者代表委員からお願いいたします。
鈴木委員	<p>最低賃金の意味合いというのは、パート労働者等最低賃金で生活をしている方の賃金を上げて、少しでも良い生活をしてもらうために、この審議会に臨んでいます。</p> <p>現在 1,007 円ということですが、今年地賃が 1,004 円とかなり大きな額に上がりました。</p> <p>どちらを見ても、この賃金での生活は難しいと思います。</p> <p>経営者側から見たら、物価が上がっているのは当然わかっていると思いますが、我々も製造業におりますが、納入先の製品価格のアップができないといった、いろいろな要因があり厳しいことは承知をしています。</p> <p>労側の 3 人は産業別労働組合 J AM に属しておりまして、J AM は日本全国に 2000 ぐらいの労組がありますが、その大半が 100 人以下</p>

の中小企業になります。

我々 JAMとしては、20 年ぐらい前から、自分たちが造っている製品の価値を認め合おうということを訴えながらやってきました。

20 年間訴えている中で、やっと昨年あたりから価格転嫁をしようということが、国会等いろいろなところで論議されました。皆さんもご存じの通り、ラジオでも「製品の単価を上げる交渉をしましょう。」という CMが流れているのを聴いているかと思います。

自民党が取り上げて、我々がやったというイメージになっているかと思いますが、これは昔から JAMが言っていたことで、当初は議員さんも聞く耳を持ってくれなかったのですが、世間一般の状況を見て、自民党が言い出して始まったような形になっていますが、それは違うと我々は思っています。

当然、国の施策として、労務費・材料費・電気代・光熱費等のアップを製品の単価に乗せましょうということで、下請けから納入先に申し入れて、それを拒否したならば、法律違反の罰金に処することになっているかと思います。

そのようなことを我々労働組合があるところは、組合から会社に言ってやっております。経営者協会にも話しております。ぜひとも皆さんの造られている製品の価値を見直してもらって、納入先に言っていただきたいと思えます。

当然、次に言われるのは、納入先から認めないという話があるかと思えます。

今日、自動車の労働組合の方と話をしたところですが、栃木県は自動車産業が多くありますので、そういったところに納めているところも多くあります。そちらも労働組合として受ける体制をしております。もし、会社同士で話して、法律違反のようなことを言われたら言ってもらって、労働組合から会社に申し入れるということになっています。労働組合がない中小企業の皆さんがそういうことがあるのであれば、我々に相談していただければ、責任をもって納入先に労働組合を通じて話をすることはできます。

そういった活動をまず経営者の皆さんはしていただきたいと思っています。

我々が納入先に労働組合として価格を上げる交渉はできませんので、会社の責任でやっていただきたいと思えます。

そういった活動をしながら、価格を上げていただかないと、何を造っているのかというのがわからなくなってしまいますので、まずはそういった活動を経営者の皆さんにしていきたいと思っています。

そういう中で、最低賃金で生活をしている皆さんの生活をぜひとも良くしてもらいたいというのが願いであります。

今、米の価格がかなり上がってきています。母子家庭で生活されている方などは非常に厳しいと思えます。そういった方々が各企業にいると思えますので、この最低賃金を上げてもらうことによって、そ

	<p>の方々の生活がよくなることを、この場で話しながら進めていきたいと思います。</p> <p>はん用の最低賃金と地域別最低賃金が近づいていますが、はん用最賃で生活している方が、ここに勤めていてよかったという思いになれるようにできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
那須野部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、使用者代表委員からお願いいたします。</p>
竹澤委員	<p>まず、「最低賃金の推移」という表が資料に添付されております。</p> <p>私もこの部会の委員を長くやらせていただいておりますが、令和5年に1,000円を超えました。それまでは国の目標である1,000円を上回るのを目標に来ていたわけですが、実際に1,000円を上回っても生活は良くはなっていないと感じますし、使用者側から見ても良くはなっていないと思います。</p> <p>では、いくらになったら生活が楽になるのですか？と思うわけです。ここで言う話ではないので、少しずれて申し訳ありませんが、最低賃金が上がると、当然、国は税収が上がると思います。これが一つの隠れた目標みたいのがあるのだと思います。でも、可処分所得を上げるという方策を同時にやらないと生活は良くなりません。</p> <p>例えば、現在の1,007円を協定の最低額1,075円にしたときに、本当に生活は良くなりますか？私はならないと思っています。そういう意味で最低賃金を決めるということが根本的にあります。</p> <p>はん用機械器具の業界ですが、一つの業種だけでなく、いろいろな業種が混じっています。金属を削るというのが意外と多いのだと思いますが、この金属の材料となる鋼材が、去年は値上げがありませんでした。一昨年は入手が困難ということと、価格がキロ単位で年に3回ほど上がりました。去年は鋼材が上がっていないので、使用側としても一斉に賃上げができたのだと思います。今年も鋼材の種類によってキロ単価がものすごく上がっています。1年ぶりに凄く上げてきたということです。さらに、潤滑油や廃棄処分料の値上げが重なっています。</p> <p>確かに、そういうラジオのCMを聴いたことがあります。</p> <p>しかし、実際には、集計して一つの製品に対して何%値上げをしたいと要求を出しても、それが最低ラインの要求であったとしても、現実にはそのとおりにはないです。でも、それは違反ではないですよ。希望した最低限の値上げを要求しても、「その何割かであっても上げたんだから」という解釈になってしまいます。そうすると、いくらか値上げをできたとしても、賃金を上げるというところまで結びつかないというのが現状だと思います。</p> <p>私の業界は建機なのですが、建機の業界はあまり良くないです。去年の夏ぐらいから悪いです。今年は、また一段階下がった状態で推移</p>

<p>中村委員</p>	<p>して、今年には元に戻らない。下がりつつあるという状況です。</p> <p>そんな中で、大企業も売れ筋の商品あるいは営業の方が、営業すれば仕事が取れる、ある車両だけをたくさん造るわけです。10機種造っている中で、9機種は需要がなく1機種だけ売れ筋となるとそれだけを増産するわけです。その製品にかかわっている私どものような小規模事業所は、仕事があるところと漏れたところは、3割4割が混ざってしまうわけです。どうしても売れ筋の製品が少ないということは、漏れた会社の方が多ということになります。</p> <p>そうしますと、代表で来ている私たちが、最低賃金は賃上げと違うということで上げていってしまうと、やり繰りができない会社がたくさん出てきてしまうわけです。</p> <p>倒産件数が増えているのを聞いていますが、そういう状況の中、代表としてきている限り、業界を守らなければならないという使用者側の考えもありますので、そういうところを踏まえて議論していかないと特に今年は危険だと思っています。</p> <p>為替が今、円高に振れたり円安になったりと上下して安定していませんが、これが今まで円安が後押ししていたために、大企業も賃上げを認めていたと私は思っています。</p> <p>これが逆転してどんどん円高になっていったときに、状況が変わると思います。それが今年から来年にかけては、予想されるものがあると思います。例えばアメリカの大統領選とか、戦争の進行状況などによって、風向きが変わってくると思います。大企業が賃上げを拒む、希望からかけ離れた賃上げしか認めてくれないという懸念事項が考えられると私は思っています。</p> <p>そのことを踏まえて審議に臨まないといけないというのが私の意見です。</p> <p>私も昨年から委員として参加させていただいています。1年間の環境を見ながらこの会議に臨んでいますが、1年経ってみて、価格転嫁できている企業さんは正直少ないと思います。それが中小企業の実態であると感じます。大手さんはかなりいい感じになってきているのはわかっています。一部の大手さんは我々のような中小企業に労務費の適正化というところで見積もりの出し直しを求めてくることもあります。これも実態だと思います。ただ、それは限られたお客さんだと思っています。子会社、孫、その下となると殆どそこまでいってなくて、物価上昇の方が先行してしまっていて、賃金に置き換えることができない状況が半数以上という感じですか。大抵のところかそういう状況の中で、バランスをとるということがすごく大事なことではないかと思っています。</p> <p>あと1点気になることところが、社会保険の10月1日からの加入についてです。50人以下でも適用されてきます。そうすると今まで103万円、130万円でかろうじて保っていた人が、選択をする時期が来ているわけです。さらに、製造業は労働力がない人がいない。皆さんど</p>
-------------	--

	<p>つちに動くのか。企業としては造らなければならないので人は雇わなければならない。最低賃金アップ+社会保険の加入による経費増というのも完全に入ってくるわけです。そうすると単純にお客さんに10%、20%アップしてくれと言っても追いつかない状況になるだろうということですが、これは賃金だけの話ではなくて、これは日本の税法等をひっくるめて議論していかないと答えが出ないと思います。やみくもに最低賃金だけを上げていくというのもどうなのかというところがあります。</p> <p>個人的な意見ですが、配偶者控除や配偶者手当は無くして、本当に労働に対して正しい賃金を算定していくというのが本来やるべきことだと思っています。</p> <p>いろんなところで、法律を含めて変えていく変革の時期にきていると思います。本来この場で話すべきことではないのかもしれませんが、私ども中小企業が今置かれている環境はそういう状態です。</p>
那須野部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、労使それぞれの代表委員より金額審議に当たっての基本的な考え方について御意見を伺いました。</p> <p>ここからは、具体的な金額審議に入りたいと思います。</p> <p>先ほどはまだ具体的な金額について提示はありませんでしたが、別室で一定時間協議をしていただいて金額を含めた議論に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
那須野部会長	<p>それでは別室の協議室で5分から10分程度協議をしていただいて、最初に労働者代表委員から御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者代表委員の方は協議室での協議が終わりましたら、廊下で待機している事務局に声をかけていただき、この会場において公労協議を行いたいと思います。</p> <p>その後、公労協議が終了しましたら、使用者代表委員から御意見を伺う公使協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
那須野部会長	<p>では、本日は傍聴人はおりませんが、議事録については、ここからの場面は「非公開」といたします。</p> <p>それでは、事務局はそれぞれの代表委員を協議室に御案内してください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 協議室にて労使それぞれ協議 —</p>

	<p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第4回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第5回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p> <p>— 公益・労使代表協議 —</p>
那須野部会長	<p>それでは、ここからは公労使の三者が揃って審議する場面ですので、議事録においても「公開」といたします。</p> <p>本日は、私ども公益代表委員と労使それぞれの代表委員とが個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見にまだ大きな隔たりがありまして、今日の時点では、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議を行いたいと思います。</p> <p>本日の金額審議では、労働者代表委員からは、60円引上げの提示があり、使用者代表委員からは36円引上げの提示がありました。</p> <p>次回の審議においては、労使それぞれの代表委員の間で一致点を見出し、結審することを目指したいと考えておりますので、次回までに更なる御検討をよろしく申し上げます。</p> <p>次回の第2回専門部会は、10月8日火曜日13時30分から、ここ5階大会議室で開催し、その日を審議の最終日と考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、次の議題（2）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
那須野部会長	<p>特にないようであれば、本日の専門部会の議題は全て終了となり</p>

	<p>ますが、本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により、議事録を作成することになります。</p> <p>議事録については、同条第2項ただし書の規定により、公労使三者が揃って審議した場面のみを一部公開としますので、非公開の部分につきましては、第3項の規定による「議事要旨」を作成して公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
那須野部会長	<p>それでは、議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
那須野部会長	<p>では、労働者代表鈴木委員、使用者代表竹澤委員にお願いします。これもちまして、第1回栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>